S-station登録施設募集

ランナー、サイクリスト、ウォーカーの立ち寄りスポット

市では標高の高さや富士山麓の冷涼な気候などを生 かしたスポーツ合宿誘致や東京2020オリンピック自 転車競技ロードレースをきっかけとしたサイクルツー リズムの推進など、スポーツツーリズム事業に取り組 んでいます。

S-station登録施設の募集

市を訪れるランナー、サイクリスト、ウォーカーな どのスポーツ愛好家の人が、気軽に立ち寄ることがで きるスポットとして、S-stationを募集します。

対市内の飲食店、宿泊施設など

要件/以下の2つを備えている必要があります。

- ●ランナー、サイクリスト、ウォーカーなどのス ポーツ愛好家を温かく迎えることができる施設
- ●次のいずれか1つ以上のサービスを提供できる施 設▶荷物預かり、休憩スペース、駐車場、着替え 場所、風呂、シャワー、食事、土産、道案内、ス ポーツバイク用空気入れ・工具の貸し出し、サイ

クルラック、スポーツ愛好家向け特典(大盛り無 料など)

■施設名、担当者 名、連絡先、提 供できるサービ ス内容を記入し、 電話またはメー ルでお申し込み ください。

他登録施設には、 のぼり旗を提供 します。

☎市スポーツツー リズム推進協議 会事務局(産業

振興課) 995-1825



感染症の影響に係る固定資産税などの減免措置

減免には申告書の提出が必要です

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入に一定 の影響を受けた中小事業者などに対し、事業収入の減 少幅に応じて2021 (令和3) 年度の固定資産税およ び都市計画税の減免を行います。

措置の内容

- 図●資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
 - ●従業員1,000人以下の資本または出資を有しない 法人または個人

※ただし、大企業の子会社などは対象外となります。

詳しくは、中小企業庁のホームペー ジをご覧ください。

対象税目/2021 (令和3) 年度に課 税されるべき事業用家屋に対する固



定資産税および都市計画税、償却資産に対する固定 資産税

減免率/2020(令和2)年2月から10月までの連続す る3カ月間 (開始月は任意) の事業収入の対前年度

比の減少率に応じて全額か2分の1が免除されます。 減免の区分

事業収入の対前年度比の減少率	減免率
50%以上減少	全額免除
30%以上50%未満	2分の1免除

申税務課にある申告書(新型コロナウイルス感染症等 に係る中小事業者等の事業用家屋および償却資産に 対する固定資産税および都市計画税の課税標準の特 例措置に関する申告) に必要事項を記入の上、以下 の必要書類を添付し、提出してください。

※申告書は市公式ウェブサイトからダウンロードで きます。

- ①認定経営革新等支援機関などが確認した証明書
- ②①の証明書の発行に要した書類一式
- ③特例対象資産一覧表(事業用家屋は別紙、償却資 産は令和3年度償却資産申告書)
- 期2月1日(月)
- ☎税務課 995-1809